

平成 29 年度イノシシ保護及び管理に関する検討会

- 日時： 平成 30 年 1 月 26 日（金）13:30～15:30
- 場所： 一般財団法人自然環境研究センター 7 階会議室（第 1、第 2）

<検討委員>

小寺 祐二	宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 代表取締役
竹内 正彦	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域鳥獣害グループ長
平田 滋樹	長崎県農林部農山村対策室鳥獣対策班 係長
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

<事務局>

環境省

米谷 仁	大臣官房審議官
西山 理行	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長
野川 裕史	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
鎌田 憲太郎	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 係員
荒木 良太	一般財団法人 自然環境研究センター
小林 喬子	〃
佐藤 那美	〃

●議事

- (1) イノシシの保護及び管理の現状と課題
- (2) イノシシの保護および管理に関するレポート（平成 29 年度版）について
- (3) その他

●配付資料

議事次第

出席者名簿

検討会開催要綱

資料 1-1 イノシシの近年の動向

資料 1-2 イノシシの保護及び管理の現状と課題

資料 2 イノシシの保護及び管理に関するレポート（平成 29 年度版）構成案

参考資料1 特定鳥獣の保護・管理に係る都道府県アンケート項目（イノシシ）

参考資料2 イノシシの保護及び管理計画の現状と課題（平成24年度整理状況）

●議事概要

議事（1）イノシシの保護及び管理の現状と課題

資料1-1 イノシシの近年の動向について、資料1-2 イノシシの保護及び管理の現状と課題の1. および2. について事務局より説明。

（小寺委員）資料1-1、P. 4の被害面積について、日本の農地面積全体が減少している中で、それ以上に被害対策がなされて被害面積が減少したのか分かると良い。

→（事務局）農耕地全体の面積のデータは収集していないため、分からないが、ご指摘の通り、耕作放棄地が増えている影響もあると思う。今後はそのような視点で解析したい。

（竹内委員）被害の変動について、細かく見ると減少傾向であるように見えるが、データに精度や幅があるため、一概に減っていると言わない方が良いと思う。

（平田委員）環境省の公表データとして全国の分布状況が分かるのは良いことだが、タイムラグが生じると思う。本州に関しては、全域に生息、もしくは生息する可能性がある。現在生息している地域だけではなく、将来拡大するだろう生息域についても示す必要がある。個体数に関しては、半減目標を達成する勢いで捕獲されている。今後の議論としては捕獲の質や体制の整備について、特定計画に入れていくのか、ガイドラインとして発信していくのか、より深い保護管理のあり方を議論していきたい。

資料1-2 イノシシの保護及び管理の現状と課題の3. 以降について事務局より説明。

（平田委員）被害額は長崎県でも調べており、年間の被害額は200万円しか減っていなかったが、被害低減効果は1億5千万円であった。新規被害発生地と対策実施地で相殺され、数字上は横ばいになってしまう。全体の年間被害額は横ばいだが、新規被害発生地と対策実施地では差がある。

狩猟免許取得者はわなが中心であり、ここ10年で1.7倍に増加している。長崎県はイノシシの捕獲は9割以上が有害捕獲である。わな猟免許所持者3200名のうち有害捕獲登録者が1600名いる。年間の捕獲実績をみるとそのうち440名は捕獲実績がなかったので、技術研修会などを実施した。計画に記載されている事項だけでなく、本来の効果が相殺されている部分まで分析しなくては正確な効果が評価できない。反面、行政担当者としては、業務量が増えてしまう。全国的にレポートを作成して、事例紹介をしていけばいいと思う。

（坂田委員）適切な捕獲方法は確立されているが、それが伝わっていないのが課題なのか。

- (事務局) これまでのレポートにおいて、農業被害軽減のためには加害個体の捕獲、密度低減であれば成獣個体の捕獲、というように適切な捕獲方法を伝えてきてはいるが、普及が十分でないと考えている。
- (坂田委員) 計画については行政の役割、技術については現場の役割であり、役割を明確にする必要がある。捕獲方法や技術はレポートで事例を示したとしても、各現場において様々な方法があり、また今はうまくいっている方法が将来的には使えなくなる可能性もある。技術については、現場で実際に伝えていかななくてはいけない。レポートを技術的などところまで詳細に書くのか、計画までにとどめるのか検討する必要がある。現在の計画の中身が実施されているから良い、されていないから悪い、と判断してはいけないだろう。
- (事務局) 国から発信するツールとして、レポート、ガイドライン、国が主催する研修会などがある。そこでは十分な普及は難しいということか。
- (坂田委員) 捕獲効率を上げる工夫は現場で行っており、全国一律で考えられるわけではないため、難しいと思う。
- (事務局) 現場で具体的に動いてもらうことを促すためには、国としてはどのようにすればいいか。
- (坂田委員) お金だけではないと思うが、捕獲者のモチベーションを上げるために、報奨金などが考えられる。課題に対する技術開発や工夫・努力は、現場レベルでは行っていると思う。
- (小寺委員) 計画自体は各都道府県レベルと考える。日本全体でみた場合の生息状況は提供しておいた方がいい。近年の動向の文章で「これまで生息が確認されていなかった」とあるがこれは間違いであり、かつては青森県まで生息していた。イノシシの拡大(回復)スピードに人間の対応が追いついていないのが現状である。
- (事務局) 正しいかたちでの情報提供が必要ということと理解した。
- (平田委員) 特定計画を作成する際はなるべくシンプルに記載し、多くの人に県の方針を知ってもらい、詳しい情報は、マニュアルやガイドラインを作成し研修会などで示す、という2段階構えが良いと思ってきた。しかし、各都道府県の特定計画を比較してみると、多くの情報が記載されており、特定計画さえ読めば知りたい情報分かる方が良いという気がする。
- 様々な地域で、間違った対策が繰り返し行われることがある。イノシシの生息状況や被害状況にあった対策が必要になることから、これまで実施してきた対策の効果や、うまくいったこといかなかったことを地域別に整理をすると良い。
- (事務局) 今回特定計画を集計した際に、表面上しか集計できていないのことを課題と感じた。マニュアルなどを用いて現場で普及させている県もあると聞いている。今後、ブロックごとに方針を示すような場合は、さらに踏み込んで情報を収集していきたい。

- (平田委員) 地域でそれぞれ計画を立てているので、情報を集めるのは大変だと思う。少なくとも使える制度や成功している方法をリストアップし、それらを認識してもらうことが重要と考える。
- (事務局) リストアップしていくことと、ブロック別にということを対応に付け加えることと理解した。

(事務局) P13, 14での優先順位についてご意見があればいただきたい。

(横田委員)：特定計画を円滑に進めるうえで、モニタリングが出来ていないことが問題である。モニタリングすべき項目について議論の必要がある。例えば、去年は西日本でイノシシが突発的に市街地に出没した事例が多く発生した。行政側は原因が分からないとしているが、現場を見ると出没して当たり前の様な状況であった。現況の把握をしない限り、対策も対策の効果検証も行えない。そのため、生息動向の把握や方法の確立は優先度が高いと考える。目撃情報など既存の情報でも良いので、それらをしっかり収集していくことを優先順位の上位にいれてもらいたい。

- (事務局) 生息状況の把握を優先順位の「高」に入れることにする。
- (竹内委員) 県職員に対する研修会はニーズもあるので続けていくことは必要である。しかし、研修会にも様々なレベルがあり、計画作成など県レベルのことや捕獲技術など現場レベルのことも含まれるため、目的に合った研修内容を考えるべきである。検討会にも関係すると思うが、専門家から意見を聞くときにも、従来の検討委員だけでなく、新しい意見も取り入れるべきである。
- (環境省) 県担当者への研修メニューについて、現在検討中である。人材登録事業と関連して、鳥獣の保護管理に携わる人材においては、関係機関・関係者と調整ができ、知識もあることが必要とされている。現在は大枠を決めているところである。
- (竹内委員) 県担当者の負担を考えると、現場でやるべきこと、そうでないことを分けて示すと良い。
- (環境省) 国の役割は特定計画の作成を促すこと。職員が計画を立てるためにはモニタリングが必要だということを研修会で伝えている。さらに市町村レベルの研修会も考えられるが、国の役割なのか、検討する必要がある。
- (小寺委員) モニタリングについて、細かくはできないと思うが、少なくともイノシシの潜在的な生息地の評価を入れ込む必要がある。
- (坂田委員) 優先順位の課題検討手法で、市街地での出没対応が重要と考えている。市街地出没に対応したモニタリング、状況把握、捕獲・安全管理、猟犬のケア、都道府県・市町村・警察の役割分担などである。農村部でも住居周辺での出没については市街地に近い対応になるので、今後に向けて大きい課題と考える。
- (平田委員) これまで農業被害が重要と考えられてきたが、最近では市街地問題も大きな問題となっている。連絡体制作りも必要であり、優先順位が高いと考える。モニタリングに

ついて、行政機関としては現状を把握することに加えて、対策が後手に回らないためには今後について予測し計画を立てていく必要がある。潜在的な生息地や増えきった地域においてそれぞれすべきことを考えると優先順位が明確になると思う

(事務局) これまで、レポート・研修を長年やってきた。それをふまえて、今後のレポートについて、事務局から説明いたします。

(事務局) 検討委員からいただいた意見と特定計画のレビューをしたなかで、特定計画を作成している県は多く、今後はどのように計画を運用していかを考えなければならないと感じた。東北や北陸で分布が回復しており、モニタリングや市街地出没の課題もある。対応として、毎年保護管理レポートとしてテーマに特化した情報を収集普及してきたが、来年度以降はこれまでレポートで示した内容を見直して、ガイドラインの改訂に向けて準備すべきではないかと考えている。それに関して委員の方からご意見をいただきたい。

(坂田委員) 例えば、ガイドラインに記載があるけれども、検証ができない事項がある。実情を調べたうえで、ガイドラインで示している内容が本当に適切であるか、実施や検証が難しくないか等再検討する必要がある。

→ (環境省) イノシシのガイドラインは平成 22 年度が最新である。鳥獣保護管理法になる以前であり、指定管理鳥獣捕獲等事業もなく、現状を反映していない。来年には抜本的な鳥獣捕獲強化対策の中間見直しがあり、次の 5 年について整理することになる。

特定計画においては、本来は前の計画の評価をし、次にフィードバックすることが必要である。実行できる事を計画に記載することも重要であるが、理想論についての記載も必要であるため、そのような方向でガイドラインを変える必要があると考えている。

→ (事務局) 出来る項目と非現実的な項目があると思う。この検討委員会で特に重要な項目をピックアップして、ガイドラインの改定を進めていければと考えている。

(横田委員) 計画を策定して実行するのであれば、事業化しなければならない。どのような事業が必要なのか、実例を示すと良い。事業化による結果を報告する仕組みがあると良い。兵庫県は多くの事業をしているが、計画にはほとんど書いていない。

(平田委員) 理想論と実効性についてだが、理想論は書くべきである。例えば、緩衝帯を整備する際に、何を原資にどれくらいの広さで整備するかなど考えなくてはならない。農地周辺では 5, 6 年前は緊急雇用制度で実施された。地元が良いと感じれば、他の予算を使って整備することになる。最近は森林環境税で緩衝帯・里山整備もしている。時代によって使える原資が変わってくる。市街地出没対策も含めて、環境整備や棲み分けも理想としては必要である。参考になるような具体例をガイドラインで示せると良いと思う。

→ (事務局) 運用面を考慮した見直しが必要と考える。

議事（２）イノシシの保護および管理に関するレポート（平成 29 年度版）について
資料 2 イノシシの保護及び管理に関するレポート（平成 29 年度版）構成案について事務局
より説明。

（事務局）昨年度のレポートの続きになるようなイメージである。

（平田委員）香川の事例は、鳥獣被害対策実施隊でできるのと思うが、あえて指定管理で実施した理由はあるのか。

→（事務局）県によって事情は異なると思うが、香川県の場合は、事業者であるため、通報を受けてから即座に対応できることで効果が上がったという話しであった。

→（平田委員）契約期間内だけの活動になるので、契約期間外はどうなるのか疑問に思う。データ収集や解析、ワークショップの開催等でフォローしていると予想するが、住民サービスとして継続できるか疑問に思う。地域住民主体の捕獲体制になるように、扱いを注意してレポートに記述しなくてはいけない。

→（環境省）指定管理事業内の効果的捕獲促進事業のモデル事業として実施したものである。今後これを地域に下していかななくてはならない案件である。将来的にはこのシステムを利用して捕獲できるように、そういう視点でレポートをまとめていただきたい。

→（事務局）香川県にヒアリングに行った際に伺った今後の展望と課題や、別の地域で実施していく場合に注意しなければならないことについても記載していく。

（横山委員）指定管理事業を書くのであれば、バランスを考えないといけない。様々な活用の仕方があるなかで、この事例は既存の仕組みと共通する部分が多い。これだけが特出しされると、何でも指定管理でやっていいと都合良く読み取ってしまう懸念がある。既存の捕獲枠組みに悪影響が出ないように、注意して指定管理事業について記載しないといけない。

→（事務局）この事例については、今後は地域の捕獲者に技術を移転することも目的にしていることや、詳細なデータ収集を行いそのデータを用いることによる成果を強調しながら作成していく。

→（平田委員）地域が主体となった農業被害対策をどう支援していくかが課題になっている。行政が全部やっていくとなると継続性は低い。県、市町村、地域それぞれの役割を明確にして、どう定着させるか記述するべき。

→（平田委員）対策を定着させるには、一度仕組みを確立させる必要がある。地域に頼む仕事、猟友会に頼む仕事、負担などを考える必要がある。近隣住民との軋轢はおこりやすいため、自治体担当者はトラブルへの対応ができるように育てていかないといけない。役割分担がある中で、それぞれの役割がそろわないとトラブルや事故なく、進めていくことはできないと思う。そういう意味では参考になると考えている。

（事務局）もう一つの事例紹介で意見があればいただきたい。

(小寺委員) 既存の週齢査定は難しかったが、切歯の写真を撮るだけである程度週齢を判別できるようになる。手間がかかるという理由でイノシシの生態学的なデータはあまり収集されていないので、手間のかからない事例を伝えていきたい。

(横山委員)：事業目的は分布拡大の抑制だが、捕獲はしていないのか。

→ (事務局) 分布拡大の抑制を評価するうえで、性齢判別が課題になっている。その中でこのような取り組みを始めた、というトピック的な紹介になる。今後、齢判別できるようになるなら、有害捕獲個体にも普及していける。

→ (横山委員) せっかくなので、分布拡大を抑制するための捕獲についても付け加えた方がよい。

→ (小寺委員) 分布拡大地域という前提条件のもと、地元の狩猟者に捕獲技術がないということで指定管理鳥獣捕獲等事業にて捕獲を実施している。拡大地域ならオス成獣個体など分散個体の比率が高いであろうということで、年齢を調べなければならなかった。潜在的な環境としては、既に定着している可能性もあるので、若齢個体も捕獲される可能性がある。千葉県の子体群の評価につながる。

→ (平田委員) 指定管理鳥獣捕獲等事業は、従来の捕獲者と異なるプロフェッショナルな集団による捕獲であるため、様々な情報を地域に提供できるという伝え方が良いと考える。指定管理鳥獣捕獲等事業の役割など全体像をレポートに書くべきである。

(事務局) 指定管理鳥獣捕獲等事業の紹介ではあるが、伝えたいことは実施内容である。指定管理鳥獣捕獲等事業について誤解が生まれないように注意して紹介していきたい。

(竹内委員) 今後を見据えると、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している他の種についても、うまくいかないところはフォローして、優良事例は挙げていければいい。

(平田委員) 捕獲において、CPUE を出すのは非常に参考になる。認定事業者の育成について、評価をしていただきたい。

→ (坂田委員) CPUE はシカで出している。目的や場所によっても異なるが、重要な情報と思っている。イノシシについても評価できたら良いと考える。

→ (事務局) 全ての指定管理鳥獣捕獲等事業でCPUEを出している。

→ (平田委員) 指定管理鳥獣捕獲等事業は捕獲だけでなく、科学的観点や人材育成に寄与しているかを、データに厚みを持たせて説明すると、良いと思う。

【まとめ】

- ・農業被害面積を考察する際には、全国の農耕地面積の減少を考慮する。
- ・生息分布域が拡大しているわけではなく、生息分布域が回復していると考えられるべき。本州全体が潜在的にイノシシの生息できる環境である。
- ・保護管理レポートでは伝えられないこと(捕獲現場ごとの工夫など)があることを認識する。

- ・特定計画は都道府県ごとに内容の濃淡がある。特定計画以外にマニュアルやガイドラインを作成している県があることを考慮する。
- ・これまで実施してきた対策をリストアップして評価すべき。
- ・生息状況の把握（モニタリング）と市街地出没対策に取り組むべき課題における優先順位の「高」に入れる。
- ・特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改訂のために、計画の評価をするべき。
- ・保護管理レポートでは、指定管理鳥獣捕獲等事業とその他の鳥獣捕獲の枠組みとの違いを明確にして、誤解を生まないような記載にする。
- ・香川県の事例を将来的にそれぞれの地域で主体的に取り組めるような視点で作成する。